（責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等）

第二条の二十四　法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第四項（法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第五項及び第百十五条第五項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（役員等のために締結される保険契約）

第二条の二十四の二　法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　被保険者に保険者との間で保険契約を締結する社会福祉法人を含む保険契約であつて、当該社会福祉法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該社会福祉法人に生ずることのある損害を保険者が塡補することを主たる目的として締結されるもの

二　役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を保険者が塡補することを目的として締結されるもの

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（理事会の議事録） **第五条の十七**　（略） ２　（略） ３　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一～四　（略） 五　法第三十四条の二第四項の規定により理事会において述べられた発言があるときは、その発言の内容の概要 六　（略） （役員のために締結される保険契約） **第五条の十八**　法第三十四条の三第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　被保険者に保険者との間で保険契約を締結する組合を含む保険契約であつて、当該組合がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該組合に生ずることのある損害を保険者が塡補することを主たる目的として締結されるもの	（理事会の議事録） **第五条の十七**　（略） ２　（略） ３　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一～四　（略） （新設） 五　（略） （新設）